

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	1 農業協同組合等の 検査・指導監督	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上等)の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 今日の農産物・資材等の流通は広域化かつ複雑・迅速化が進み、金融はさらに複雑・迅速化が進み、高度かつグローバルな経済システムの中で農協系統事業が展開されている。このような都道府県単位の連合会等の事業内容・事業エリアの実態から見れば、次のように、これらに対する検査・処分等の監督は、全国的な視点を持ち、多数の事例・情報を持つ国による監督が不可欠。</p> <p>ア 県信連(信用農業協同組合連合会)については、我が国の信用秩序の維持の観点から国が統一的に金融機関としての健全性の確保を図る必要があること、破綻のおそれが生じた場合には、緊急かつ迅速に対応する必要があることから、地方農政局が直接監督を実施する必要がある。</p> <p>・県信連の平均貯金残高は1兆4,137億円。金融庁が直接監督する信用組合(1,008億円)の10倍以上の規模。(20年度)</p> <p>イ 県経済連(経済農業協同組合連合会)は、全国に拠点を設けて農産物の販売・流通を展開するなど実質的に県域にとどまらない事業展開をしていることから、その監督は、全国的な視点を持つ地方農政局が実施する必要がある。</p> <p>・経済連の一つであるホクレンの取扱高は年間1兆4,946億円。東京など全国10ヶ所に拠点があり、農産物の出荷量は北海道外へ8割以上。(20年度)</p> <p>ウ 仮に都道府県単位の連合会等の業務上の法令違反が判明した場合、特に事案が県域を超える農産物流通に関わるケースでは、全国一斉かつ統一的に各県の連合会等の業務の緊急検査・処分等の監督を行う必要があるが、全国一斉の迅速かつ統一的な緊急検査・処分等の監督は、地方農政局を活用した国による実施が必要。</p> <p>3 また、都道府県中央会は、全国中央会と一体となって農協及びその連合会に対する監査・指導を統一的に行っていることから、その監督は全国的な視点を持つ国が、実施する必要がある。</p> <p>4 さらに、農業協同組合等の検査(信用事業関連)においては、金融庁(地方財務局)と農林水産省とが共同で検査を実施することが検査の実効性をあげるために必要であり、そのためには、金融庁(地方財務局)と同様の検査体制の構築が重要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)</p> <p>① 都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管。</p> <p>② ただし、金融検査事務は国の金融行政と密接な関連があるため引き続き国で実施。</p>	<p>国単位で市場が形成される金融市場の監視・制御機能は中央政府の役割である(分権革命ビジョン中間報告(2006年3月29日民主党分権調査会))</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>5 なお、都道府県区域を単位とする農業協同組合の連合会等に対する随時の検査、資料等の報告徴求の必要措置命令等の検査・処分の権限は、昭和24年には主務大臣から都道府県知事に委任された（主務大臣がこちらの検査・処分を行うことも妨げられていない）が、これまで、都道府県がこれらの権限を行使した事例は承知していない。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 検査と指導・処分等は一体で行って初めて適切な監督が可能であり、知事会の主張のように金融検査のみを切り分けて残りを都道府県が担当することになれば、迅速な対応や検査と指導・処分等の一貫した実施が果たせず、業務の遂行に著しい支障が生ずる。</p> <p>また、県連合会に対する常例検査の権限は、解散命令、定款変更等の認可等重要な処分権限を行使するために必要な監督権限の一つであり、国が引き続き担当すべきもの。仮にすべての検査が県の権限となれば、県連合会を指導・処分するに当たって必要な基本的な情報を国として把握することが困難になり、円滑な指導・処分に著しい支障が生じる。</p> <p>2 都道府県単位の連合会等に対する監督は、都道府県が相互に連絡を取り合うのではなく、多数の事例の情報を持つ国の機関が大臣の統一指示の下に全国的な視点で行わなければ、効率的かつ迅速な対応が不可能となる。特に、全国各地に拠点を設ける連合会に対し迅速かつ綿密な監督を行うためには、大臣の指示の下に、ブロックごとに配置され、地域の実情に精通した、専門の職員を機動的に派遣できる体制が不可欠である。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	2 農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には以下の通りである。</p> <p>食品表示偽装事案（例：うなぎ蒲焼きの産地偽装など）には、</p> <p>① 食品の流通経路は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど極めて広域的で複雑であること</p> <p>② 偽装事案の全体像は、商品の販売ルートを遡りながら、関係地域、関係業者等の特定を、証拠が隠滅される時に極めて迅速に遂行することによって初めて解明可能なものであること</p> <p>③ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生することから、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお調査に著しい支障が生じるため、国が統一的な指揮命令の下で一斉に迅速な調査を行わなければならない。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生ずる理由</p> <p>本事務を本省だけで行った場合には、毎年度多数発生している食品表示偽装の疑義事案それぞれにおいて、多くの職員が、多数の都道府県へ東京から出張し、現場に駐在して調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会）において、「市場の監視・制御（消費者保護、規格）」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	<p>消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○具体的施策の施策番号78（担当省庁等：農林水産省）</p> <p>「食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。」 <p>○具体的施策の施策番号79（担当省庁等：消費者庁、警察庁、農林水産省）</p> <p>「食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。」</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	3 日本農林規格による格付の適正化に係る立入検査等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には以下の通りである。</p> <p>JASマーク製品は全国的に流通するため、JASマーク関係の不適正表示事案(例：有機JASマークなく「有機」等と表示など)には、</p> <p>① 食品の製造・流通実態は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど極めて広域的で複雑であること</p> <p>② 偽装事案の全体像は、商品の製造委託先や販売ルートを遡りながら、関係地域、関係業者等の特定を、証拠が隠滅される時に極めて迅速に遂行することによって初めて解明可能なものであること</p> <p>③ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生することから、国が統一的な指揮命令の下で一斉に違反事業者に対して調査を行う必要がある。</p> <p>また、民間等の登録認定機関が認定事業者を指導監督することを原則とする仕組みであるため、最終的に適正化を担保する措置として、登録先である農林水産大臣が国内外の登録認定機関に対して調査を実施する必要がある。</p> <p>このため、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお調査に著しい支障が生じるため、本事務は地方移譲できない。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生ずる理由</p> <p>本事務を本省だけで行った場合には、毎年度多数発生しているJASマーク偽装の疑義事案それぞれにおいて、多くの職員が、多数の都道府県へ東京から出張し、現場に駐在して調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」(2006年3月29日民主党分権調査会)において、「市場の監視・制御(消費者保護、規格)」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	<p>消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>○具体的施策の施策番号78(担当省庁等：農林水産省)</p> <p>「食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。」 <p>○具体的施策の施策番号79(担当省庁等：消費者庁、警察庁、農林水産省)</p> <p>「食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。」</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
農	4	農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの(交付金等の交付に関する事務)	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国民の健康を保護するため、広域に流通する国産農畜水産物の安全性向上の取組を、全国的かつ一定レベルの水準を保ちながら着実に進める必要があるため、国において事務を行う必要がある。</p> <p>3 例えば農薬の適正使用等の総合的な推進に係る事業については、農薬が全国的に使用されていることから広域性が求められ、かつ一定レベルの取組が行われなければ農薬が適正に使用されず、農産物の安全性が確保できないおそれがある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 わが国の食品の安全性を向上させるためには、国の方針に沿った指導・助言を行いながら、都道府県の取組を一定レベルに保てるように交付を行う必要がある。</p> <p>2 この際、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業があり、仮にこの事務を本省のみで実施すると230名程度の人員を本省に移管する必要が生ずるが、現地指導等の地域と直接関わることや、230名もの人員を本省に移管することは非現実的であることから、これらの事務は地方農政局で実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(H22.7.15) 廃止・民営</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」(2006年3月29日民主党分権調査会)において、「生存に関わる最低水準の確保(生命に関わる安全水準のうち食品)」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	5 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの(農業・肥料の取締及び飼料等の適正管理・使用の安全性確保に関する立入検査等)	C-c (1) 農業等の取締業務 (2) BSE対策に係る調査等 (3) ペットフード安全法に基づく事務 (5) 生産資材の使用状況等調査 C-a (4) 肥料登録証・仮登録証の登録更新業務	<p>国と地方の役割</p> <p>1. この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、以下(1)～(5)の通りである。</p> <p>(1) 農業等の取締業務 農業登録を受けておらず、有効性、安全性が確認されていない無登録農業事案(例：NEW碧露など)は、</p> <p>① 農業の流通経路は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど広域的であること</p> <p>② その全体像は、当該農業の製造者又は販売元を特定し、販売先、関係業者等の確認を進めて初めて販売や使用の実態の解明が可能なものであること</p> <p>③ 無登録農業は、その使用により農産物や人等への影響が危惧されること等から、速やかに資材の回収、指導を行う必要があること</p> <p>④ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生すること</p> <p>といった特徴があることから、食の安全に係る広域的な被害が発生することを防ぐためには、大臣の統一指示のもとで、国の出先機関が迅速かつ機動的に立入検査や製品の回収等を行うことが必要。</p> <p>(2) BSE対策に係る調査等 肉骨粉、肥料原料となる畜産残さ、及びと畜場汚泥については</p> <p>① 食肉工場等から広域的に収集されるとともに、都道府県域や地域ブロックを越えて広域に流通・使用されていること</p> <p>② これらにBSEの発生のおそれのある牛せき柱などが混入した場合、その影響を最小限にとどめるためには、食肉工場等や肉骨粉が供給された配合飼料工場などの広域に所在する多数の関連事業者を対象として、迅速かつ一斉に調査を行なって、これらを原料とする飼料、肥料の流通実態の全容を把握する必要があることから、大臣の統一指示の下で、国の各出先機関等が迅速かつ機動的に確認・調査等を行う必要。(例：肉骨粉の疑義事案)。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) 地方移管</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」(2006年3月29日民主党分権調査会)において、「生存に関わる最低水準の確保(生命に関わる安全水準のうち食品)」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>(3) ペットフード安全法に基づく事務 ペットフードの流通は都道府県域を超えた広域にわたり、その半数は輸入品が占めているため、有害なペットフードの流通を防止するためには、全国的規模で迅速に対応する必要。このため、ペットフード安全法で立入検査等は国（農林水産大臣及び環境大臣）の権限とされており、一部は地方農政局長に委任。</p> <p>(4) 肥料登録証・仮登録証の登録更新業務（必要人員6名程度） 肥料登録更新業務は、肥料取締法に基づき国が実施することとされているため、都道府県ではなく、新規登録に準じた原料、製造方法の確認など肥料に関する専門知識を有し立入検査業務を実施している独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）に移管することができるか検討。</p> <p>(5) 生産資材の使用状況等調査 農薬や飼料等は、多くの試験成績に基づき検査を行い、安全性を確認されたものについて、国が全国統一の使用基準等を定めている。本調査は、現場における使用実態等を把握し、使用基準等が妥当であるか確認を行い、それらを基準の見直し等に反映させることを目的としている。このため、基準の策定主体である国が実施することが適当。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 上記（1）～（3）及び（5）については、仮に、本事務を本省だけで行った場合には、それぞれの調査の必要が生じること、農場、業者の工場及び流通先へ多くの職員が東京から出張し調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>			
農	6 病害虫の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務（地方自治体に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 植物の病害虫や家畜の伝染性疾病は、県域を超えて急激にまん延し、農業に被害が生じることから、食料の安定供給を図る上でも国の責務として必要な業務。 これらを円滑に行うため、消費・安全対策交付金及び植物防疫事業交付金交付しているところ。交付事務を行うに当たっては、各県ごとの病害虫や伝染性疾病の発生実態、防除の実施状況等から必要性・緊急性を勘案した調整が不可欠であり、園芸農産物等の生産・流通の増進に関する事務とも密接な連携のもとに実施する必要があることから、引き続き、国において事務を行う必要。</p>	<p>○共通 全国知事会提言（H20.2.8）：国 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）：廃止・民営</p> <p>○家畜衛生 全国都道府県議会議長会（H22.5.28）： 口蹄疫の発生に伴い、地方公共団体が行う 防疫措置に助成措置を講じるよう要請 全国市長会（H22.5.27）：口蹄疫の発生 に伴い、地方自治体を実施した初動防疫対 策、まん延防止対策等に要した経費につい て、十分な財政措置を講じるよう要請</p>	<p>「分権革命ビジョン中間 報告」（2006年3月 29日民主党分権調査 会）において、「生存に 関わる最低水準の確保 （生命に関わる安全水準 のうち食品）」は中央政 府の行うべき業務とされ ている。</p>	<p>○家畜衛生 菅総理は、国会等で、家 畜伝染病である口蹄疫問 題は、国家的危機と認識 しており、政府が総力を 挙げて取り組むことを表 明。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 植物防疫については、植物防疫事業交付金及び消費・安全対策交付金を交付する事務には、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業や、現地指導等の地域と直接関わる事務等があり、これらを本省のみで実施することは困難であることから、引き続き、地方農政局において実施することが必要。</p> <p>2 家畜衛生の向上の取組については、</p> <p>① 全国的に一定レベルの水準が保たれるよう推進・指導する必要がある一方、</p> <p>② 南北に長い我が国の気候風土など地域によって異なる生産条件の違いを踏まえて、</p> <p>国が都道府県の行う取組に対して支援を行う必要。</p> <p>このため、本事務は各都道府県の取組状況と国の方針（求められる一定の水準）を照らし合わせながら事務を行う必要がある他、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業や、現地指導等の地域と直接関わる事務等があり、これらを本省のみで実施することは困難であることから、引き続き、地方農政局において実施することが必要。</p> <p>また、消費・安全対策交付金は、本年の口蹄疫の発生時には、発生県である宮崎県に重点的に配分し、県が自主的に設置した消毒ポイントにおける人件費に活用されており、引き続き都道府県間で柔軟に予算配分できる地方農政局で交付業務を行う必要。</p>			
農	7 病害虫の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務（地方自治体による防除対策の調整）	C- c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 宮崎県における大規模な口蹄疫発生のような緊急時において、植物の病害虫・家畜の伝染性疾病を迅速かつ確実に封じ込めを行うことは、食料の安定供給を図る上で極めて重要。このため、国の責務として、県域を超えて急激にまん延するおそれがある病害虫・伝染性疾病に対しては、複数の都道府県と連携を図りつつ、情報収集や情報交換などを行い、地域の営農条件、気象条件などを踏まえた広域的な防除対策を構築・指導する必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 植物の病害虫や家畜の伝染性疾病の大規模な発生に緊急に対応し、現地と国や他県との調整を迅速かつ的確に行うためには、日頃から各都道府県の調整を行い、現場に精通した職員を確保しておくことが必要。</p> <p>2 植物防疫については、急激にまん延するおそれがある病害虫は地域により異なっており（いもち病（東北・北陸）、ミカントゲコナジラミ（東海・近畿）など）、病害虫の特性に応じて、営農条件、気象条件等も踏まえた対策を講じていく必要がある。また、近年の異常気象、物流の国際化・高度化等により、プラムポックスウイルスなどの我が国未発生の病害虫の発生にも対応が求められている。</p> <p>このような複数県にまたがる病害虫の防除を効率的・効果的に実施するためには、地域の病害虫発生の実態を的確かつ迅速に把握できる地方農政局が不可欠である。</p>	<p>○共通</p> <p>全国知事会提言（H20.2.8）：全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）：廃止・民営</p> <p>○植物防疫</p> <p>病害虫防除の推進にあつては、都道府県の横断的な情報共有が必要であり、農政局が中心となり情報収集・提供のネットワーク構築に貢献しているところであり、引き続き強力な牽引による地域の問題解決に当たってほしい。（都道府県担当者会議）</p> <p>地方における課題解決には、国の施策との連携が必要となるが、地方農政局は中央組織よりも地域の気候、地域特異的な病害虫の発生及び地域の生産・経営の実情等に詳しく、迅速・機動的に活動してくれるので、地方としては満足している。</p> <p>○家畜衛生</p> <p>全国市長会（H22.5.27）：家畜伝染病等の発生に対処するための危機管理体制を早急に再構築するよう要請</p>	<p>○共通</p> <p>「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会）において、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。</p> <p>○家畜衛生</p> <p>国による防疫対策の強化の要望が求められている。（全国農業委員会会長大会、日本養豚豚経営者連絡協議会等）</p>	<p>○家畜衛生</p> <p>菅総理は、国会等で家畜伝染病である口蹄疫問題は、国家的危機と認識しており、政府が総力を挙げて取り組むことを表明。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。また、地域の生産現場での病虫害発生状況等の詳細な状況把握が困難となり、都道府県担当者との連絡・調整も困難となり、迅速かつ的確な封じ込めが行えない可能性がある。さらに、病虫害の発生実態によっては、本省から発生地域に中長期的に滞在する必要がある場合もあるため、本省に配置することは非効率である。</p> <p>このため、引き続き、各地方農政局において事務を行うことが必要。</p> <p>3 家畜衛生については、県域を越えて急激にまん延する恐れがある家畜の伝染性疾病に対しては、複数の都道府県と連携を取りつつ、情報収集や情報交換などを行い、地域の実情を踏まえた広域的な防除対策を構築・指導する必要。このため、引き続き、各地方農政局において事務を行う必要。</p> <p>なお、本年の口蹄疫の発生時には、発生県である宮崎県に全国の農政局から延べ8,720名を派遣し、防疫措置について国や他県との調整を迅速かつ確に行うとともに、現場における各作業の実行を支援したところであり、引き続き、現場に知悉し、円滑に近隣各県と調整を行うことができる地方農政局が本事務を行う必要。</p>			
農	<p>8 ○食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談</p> <p>○食育の推進に関する事務（地方自治体に対する助成）</p> <p>○同上（民間に対する広報啓発）</p>	C-o	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 食品の安全性を確保するための施策の策定にあたっては、国民の意見を反映し公正性・透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を幅広く行う必要がある（食品安全基本法第13条）。食品安全に関する施策は、自治体毎に対応が異なると国民の健康に著しい支障を生ずるおそれがあることから、科学的根拠と国際ルールに則って国が自ら策定しており、関係者相互間の情報及び意見の交換も国が一体的に行う必要がある。</p> <p>3 消費者相談は、農林水産行政全般に対する質問や意見を受け付け、必要に応じ農林水産省の施策に反映していくもの。とりわけ、農林水産省所管の法令等の解釈や、法令に照らした判断を要する問い合わせについては、国の責任において対応する必要がある。</p> <p>4 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品により広域的な被害の発生が懸念される緊急事態が発生した場合に、食品の流通・販売業者を迅速に巡回点検し、商品回収の対象となっていること等の情報提供を行うものである。</p> <p>このように、本事務は、国民の健康保護を目的として全国規模で実施するものであることから、国の責任において対応する必要がある。</p> <p>5 食育の推進は食料自給率の向上等、国が全国的に進めている他の施策と一体的に推進される場合もあるため、国として実施する必要。また、食育の一環として食品安全に関する施策や情報の周知も行う場合もあり、食品安全に関する施策を策定する国が一体的に行うことが適当。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会）において、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</p> <p>1 効果的な意見交換会や消費者相談を行うためには、地域の実情や実態を把握している地方農政局職員が行う必要がある。仮に全国各地で多数開催する意見交換会や懇談会等の対応を本省だけで行うとすれば、各地で開催する意見交換会等に東京から職員を派遣することとなり、迅速かつ丁寧な対応ができなくなる上に多額の旅費が必要になる。</p> <p>2 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、緊急事案が発生した場合、県域を問わず全国的規模で迅速かつ統一に対応しなければならない。このため、これまで、地方農政局・地方農政事務所の当該事務の担当だけでなく、他部署からの動員も含めて対応してきたところ（中国産冷凍食品による薬物中毒事案では、のべ10,426人を動員）。このように、本事業の実施には非常に多くの人員が必要であることから、本省のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずることとなる。</p> <p>3 消費・安全対策交付金の交付にあたっては、食育推進基本計画を始めとする国の方針に沿った指導・助言の他、申請書のチェック、計画の承認、事後評価等の膨大な事務作業等があり、これらを本省のみで実施することは困難である。</p> <p>4 食育を推進していくためには、食育活動を行う者に対し、積極的に情報収集、情報提供の場を設置して、関係者間の連携を促進し、地域の食育活動をコーディネートしていく必要がある。そのためには、地域の実情や実態を把握した地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や実態の把握が困難となり、効果的なコーディネートが困難となる。</p> <p>5 以上のことから、本事務は、国に残すとともに、引き続き、地方農政局が実施する必要がある。</p>			
農	9 食育の推進に関する事務（民間に対する助成）	C-b	<p>食育の推進は、食料自給率の向上等、全国的に進められている他の施策とも一体的に推進しており、22年度からは、事業の見直しを行い、支援対象を民間団体が行う広域的・先進的な取組に限定したことに伴い、本省が直接交付事務を行っている。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	10 牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する立入検査等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 牛や牛肉は多数の都道府県域や地域ブロックを越えて流通するのが一般的である。また、BSEが発生した場合、同じ飼料を与えていたためBSEに感染している可能性のある牛について、BSEのまん延を防ぐ観点から、移動先における調査等を迅速に行う必要がある。牛肉において、個体識別番号等の偽装があった場合、その事案の解明には、消費地の都道府県のみならず、食肉販売業者等や、と畜場のある都道府県にも遡及して調査を行う必要がある。また、牛肉は加工・消費期間が短いため、違反の証拠を得るためには迅速性が求められる。</p> <p>3 こうしたBSEに感染している可能性のある牛の全国的な把握や、違反事案への迅速かつ効果的な対応を行うためには、統一的な指揮命令の下で効率的な調査を行う国による広域的な体制が必要である。(例：牛肉の不適正表示)</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 仮に本事務を本省だけで行った場合、違反事例等が生じた際に、広域におけるそれぞれの流通先に多くの職員が東京から出張し調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。	「分権革命ビジョン中間報告」(2006年3月29日民主党分権調査会)において、「生存に関わる最低水準の確保(生命に関わる安全水準のうち食品)」は中央政府の行うべき業務とされている。	
農	11 農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する事務(国庫補助事業関連)について	-	農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する国庫補助事業関連の事務については、地方農政局では行っていない。	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(H22.7.15):廃止・民営		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	12 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	A-a	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>一方、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録や、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務については、都道府県に移譲を検討することが可能と考えられる。</p> <p>2 具体的には、</p> <p>(1) 登録検査機関に対する登録・指導等の業務</p> <p>農産物検査に関する業務のうち、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する登録・指導等の業務は、一都道府県内において概ね完結するものであり、都道府県への移譲を検討。</p> <p>一方、仮に、事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に対する登録・指導等の業務を都道府県に移譲することとした場合には、</p> <p>①主たる事務所を管轄する都道府県は、登録・指導等の業務を行うに当たって、従たる事務所を管轄する複数の都道府県との間で恒常的な調整が必要となり、迅速な対応が困難となる。</p> <p>②主たる事務所と従たる事務所の区域を管轄する都道府県の指導の内容が異なった場合、当該登録検査機関に無用の混乱を来たすことが想定されるため、複数の都道府県域に事務所を有する登録検査機関に対する登録・指導等の業務は、国が実施することが適当。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方に移管</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>(2) 都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等 農産物検査の適正な実施を確保するため、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対して立入検査等を行う必要があり、都道府県域内の関係業者等に対するこれらの業務については、都道府県に移譲することを検討。 ただし、全国広範囲に流通する農産物の実態から、都道府県域を越えて販売・在庫を確認し、必要に応じて流通指導や検査証明の抹消等を行うなど、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、国がこれらの者への権限を行使することを妨げないこととすることが適当。</p> <p>(3) 検査規格の設定等 米麦等が農産物の国民の主食としての地位を占めており、流通が全国に広がることをかんがみると、全国統一規格である農産物検査規格の設定、公平かつ適正な農産物検査を行うに当たって不可欠な米の等級判定に用いる現物（産地・品種ごと）のサンプル（検査標準品）の作製等、農産物検査の実施の基礎となる業務については、国が責任を持って実施する必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 1 国が実施すべき業務を地方農政局で行う理由 登録検査機関における検査行為・現物の確認や関係帳簿の確認等は、現場に赴いて事実関係を迅速に調べる必要があることから、これをすべて本省で行うこととなると非効率であり、地方農政局に必要最低限の職員を配置する必要。 また、検査規格等の基準の設定についても、実際に現地に赴き、産地・品種ごとのサンプルの入手、選別・調整等を行う必要があり、これを本省が行うこととすると非効率。</p> <p>2 業務の移管に当たっての留意点 都道府県においては、農産物検査業務に係る関係法規や米麦等農産物検査の専門知識を要する者がいないため、人材の育成・確保方を要検討</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	13・主要食糧の需給及び価格の安定に関する事務(生産調整方針の認定、出荷・販売業者等の立入検査等) ・同上(米穀の買入れ、売渡し等) ・食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の経理に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上等)の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、</p> <p>① 米の需給調整に関する業務は、全国的な需給に関する情報等を踏まえて行う必要があり、これまで、国の出先機関と地域の関係者(協議会)が連携して取り組んできたところであるが、戸別所得補償制度の導入に伴い、今後は、同制度と一体的に実施。</p> <p>② 米麦の買入れ、売渡し(備蓄の運営等)業務は、平成5年の未曾有の大不作により国内産米による安定供給を確保することができなくなり、大量の外国産米を緊急輸入することを余儀なくされたことへの反省を踏まえて、食糧法において制度的に位置付けられたものであり、都道府県の枠を超えて発生し得る不測の事態に備えた備蓄は、国が責任をもって対応する必要。</p> <p>なお、米穀の備蓄のための売買・管理業務を国が行う際、これに伴う経理事務についても、国が自ら行うことが必要。</p> <p>(国際約束に基づく米麦の輸入については、国内の米麦の需給見通しを踏まえたものとするため、国が輸入・販売を行う「国家貿易」等の方式を採っており、これを都道府県に移譲することはできない。)</p> <p>③ 一方、米穀の適正流通に関しては、県内の事業者に対する立入検査について、既に都道府県知事が行うことができることとされているところ。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 米麦の輸入港や保管倉庫は全国に存在しているため、米の販売等業務の包括的な民間委託化等により極力スリム化を図りつつ、食の安全の確保等の観点から行う指導等を迅速かつ効率的に実施する観点から、必要最低限の職員を地方農政局に配置する必要。</p> <p>2 備蓄の機動的な運営に当たっては、迅速・適確に対応するため、国が自ら立入検査を実施できることが不可欠であり、備蓄運営に従事する職員が必要に応じて対応。(本事務は、緊急かつ迅速な対応が求められるものであり、本省が実施することとした場合には、その目的達成に著しい支障を生ずる。)</p> <p>3 米穀の適正流通に関しては、米の流通の広域性からして、大臣の統一指示の下で、各ブロック組織が機動的に動く体制が不可欠。仮に本事務を本省だけで行った場合には、本省の職員が、業務の遂行のため、逐一都道府県へ出向いて対応する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)</p> <p>【地方移管する事務】</p> <p>・生産調整方針の認定(生産調整方針の認定等の事務は地方に移管する事務に仕分けしているが、制度設計や都道府県別の生産数量目標の割当ては国で実施)、出荷業者等の立入検査等</p> <p>【国に残す事務】</p> <p>・主要食糧の需給・価格安定に関する米穀の買入れ・売渡し等</p> <p>・食料安定供給特別会計に関する事務</p>	<p>「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」(2009年4月22日)</p> <p>民主党 分権調査会</p> <p>I 基本理念</p> <p>1. 基礎的自治体重視の新しい「国のかたち」</p> <p>中央政府の役割を、外交、防衛、危機管理、治安に加え、食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通過、市場経済ルール確立の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定する。</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(抄)</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(4) 総合的な食料安全保障の確立</p> <p>(略) 不測のみならず、平素から食料の供給面、需要面、食料の物理的な入手可能性を考慮するアクセス面等を総合的に考慮し、関係府省との連携も検討しつつ、総合的な食料安全保障を確立していくことが必要である。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略) また、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」において、米・麦の供給が不足する事態に備えるための措置として米・麦の備蓄が位置付けられていることを十分に踏まえ、消費者への安定的な供給を確保することを旨として、備蓄のあり方を検討するとともに、その適切かつ効率的な運営を行う。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	14 主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、米の消費拡大については、都道府県における取組が自県産米に関するものに限定される、都道府県ごとの事情により取組に濃淡があるなど、全国的な広がりをもった取組がなされにくいのが現状。</p> <p>加えて、例えば、米粉用米などの新規需要米について、生産県と需要県が異なる場合、全国的規模での生産と消費の結び付け（マッチング）を積極的に推進しないと、消費拡大が進まないといったネックがあることから、国産米全体の消費拡大を図る上では、全国的・広域的な観点から国が実施することが必要。</p> <p>また、本業務については事務量が僅少であるため、現在は、他の米関係業務と兼務しているところであり、これを一律に各都道府県ごとに実施させようとするれば、却って非効率。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>国産米全体の消費拡大の推進に当たっては、全国各地の現場の実態を的確に把握するため、地方の教育委員会等と直接意見交換を行うことが必要であることから、本省に業務をすべて引き上げることは却って非効率的。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方に移管</p>		<p>食料・農業・農村基本計画（抄）</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(2) 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p> <p>① 国民との結び付きの強化</p> <p>国産農産物の潜在的な需要の掘り起こしや栄養バランスの改善を通じて、農業と国民の結び付きを強化する。特に、朝ごはんの摂取促進や米飯学校給食の推進等を通じた米の消費拡大を図るとともに、パン食やめん食を前提とした国産小麦・米粉の利用拡大、輸入原料・飼料の利用割合が高い大豆加工食品や畜産物への国産大豆・飼料の利用増加、健康面からの野菜や果実の摂取増加等について、食品産業事業者、農業関係団体等の主体的な取組を促す。</p> <p>(以下略)</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	15) ○園芸農産物、穀類、工芸農産物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務（民間に対する調整） ○同上（地方自治体に対する助成） ○同上（地方自治体による生産・流通対策等に係る調整）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、需要に見合った生産調整、食料供給力の強化や品目別の経営安定対策に関するもの、新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの、県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料及び生産資材に関するものなどであり、いずれも全国的な規模や視点で行っているものである。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1. 業務量について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接採択事業については、1局あたり3,584人日/年の業務を行っている。 ・ 強い農業づくり交付金等については、686人日/年の業務を行っている。 ・ 野菜価格安定・需給安定対策及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業については、789人日/年の業務を行っている。 ・ 水田農業対策（戸別所得補償モデル対策の推進）については、3,019人日/年の業務を行っている。 ・ 災害対策関係、鳥獣害対策等の業務については、2,588人日/年の業務を行っている。 <p>上記の1局あたりの業務を合算すると、10,666人日/年となり、1人あたりの年間業務日数を220日とすると、10,666人日/220日=48.5人が必要な計算になる。</p> <p>したがって、7農政局分の必要人員は、48.5人×7≒340人となり、地方農政局を廃止した場合、本省の人員を数倍に増員しなければ執行不能になる。</p>	本省が直接地方自治体とやり取りすれば執行できる。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>2. また、農畜産物の需給調整は、県域を超えて生産・流通される農畜産物を消費者に安定供給し、生産者の安定経営を可能にするため必要な業務。各地域の需要や生産の実態を踏まえて生産量を調整するほか、天候等の影響で過剰生産に陥った際にタイムリーに緊急需給調整等を行うためには、生産現場の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。</p> <p>3. 農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整についても、通常、県域を越えて行われる農畜産物等の処理・加工・流通が円滑に進むための体制を確保するために必要な業務。こうした県域を越えた各ブロック単位における農畜産物等の処理・加工・流通関係者間との調整を行うためには、地域の実情や実態を的確かつ迅速に把握できる地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や処理・加工・流通実態の把握が困難となり、求められる調整能力が発揮できないおそれ。</p> <p>4. 各品目別の経営安定対策の円滑な推進のための周知・指導は、国として経営安定対策を実施していく上で、必要な業務。特に、事業の要件確認事務等の事業推進体制や事業に対する意見・問い合わせ対応、地域指導機関等への指導業務や関係情報の収集等について、本省において一元的に実施することは困難。</p> <p>このため、地方農政局が各ブロック単位でこれら業務を積極的に実施し、円滑かつ適正な執行体制を整備する必要。</p> <p>5. 直接採択事業、農畜産物の需給調整、各品目別の経営安定対策等に関する業務は、都道府県、市町村、農業関係団体等、地域で実際に事業に携わっている者との連絡調整、現地調査等が必要不可欠であり、そうした業務は本省で行うより、地域との面談等が可能で各地域の自然条件や社会条件、農業の実状等を細かく把握している地方農政局で行った方が遙かに機動的かつ効果的な事業実施を可能にする。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	16 商品取引所の立入検査等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、商品先物市場のうち農林水産物に係るものについては、一般投資家に対して資金運用の場を提供するのみならず、価格変動リスクヘッジ機能を通じた食品原材料の安定供給確保等のために重要な社会インフラであり、国境を越えた資金移動が行われ、各国規制当局の国際協調が求められる中、市場システムの安定的な運用、信頼性の向上には、全国的・国際的なルールを踏まえ、端緒情報の把握から、立入検査、当該検査結果に基づく行政処分まで、国による一貫した対応が重要となる。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</p> <p>1. 仮に検査業務を都道府県で実施する場合、国がつかんだ端緒情報などを元に、各関係都道府県がそれぞれ立入検査を行い、その結果等を踏まえ、国が行政処分を行うこととなるが、この場合、国や都道府県間の連絡調整等行政コストがこれまで以上に発生し、連携ミスを誘発させ、最終的な不利益処分に対する責任の所在も不明確となる。このような監督レベルの低下は、市場の信頼性の低下や消費者トラブルの増加にもつながることとなる。</p> <p>2. 商品先物市場は一つの市場で海外も含めた広域な地域をカバーしているため、立入検査の対象となる商品先物取引の受託業者等は国の許可等を受ければ全国どこでも営業を行うことが可能である。このような中、各都道府県において厳格な立入検査を行うための体制を整備することとした場合、商品先物取引の受託業者の支店等がない都道府県においても、所管地域に支店等が設置される可能性に備え、専門知識を有し、経験を踏まえた検査担当職員を最低2名配置しなければならないため、行政効率が著しく非効率となる。なお、当該業務は専門性や経験が要求されるものであり、事務処理の基準等の存在のみでは十分に対応することができない。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管</p>	<p>商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成21年7月2日 （木）（参）経済産業委員会（抜粋） 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <p>一（略）立入検査、行政処分等を含めた迅速かつ厳正な法執行を行うこと。</p> <p>四（略）国際的な市場監視体制の強化及び市場の管理・監督体制の充実に努めること。</p> <p>「民主党分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会） （抜粋） 中央政府の役割 （5）市場の監視・制御（金融・証券市場、消費者保護・・・）統一されたルールの運用 「資本・労働・商品のいずれにおいても日本国という単位で市場が形成されている。」</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等																
		(記号)	(説明)																			
			<p>3. また、国の市場監視によって、国民経済に影響を及ぼすような相場操縦等の端緒を発見した場合、取引参加者や商品取引所に緊急に立入検査等の対応を行う必要があり、都道府県との連絡・調整に時間を費やすことはできない。</p> <p>4. なお、商品先物取引の広域受託業者に、一斉に立入検査をする際、本店・支店が所在する全ての都道府県が、当該立入検査を行うためだけに、その都度広域の実施体制を構築することは非効率であり、都道府県にも大きな負担を強いることとなる。</p> <p>なお、現状において、検査官を3地方農政局（関東、東海、近畿）に11名配置しており、当該検査官数と検査対象となる受託業者数（22年5月現在）は以下のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>関東農政局</td> <td>検査官5名</td> <td>25</td> <td>本社25支店</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>検査官2名</td> <td>3</td> <td>本社8支店</td> </tr> <tr> <td>近畿農政局</td> <td>検査官4名</td> <td>7</td> <td>本社18支店</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td></td> <td>2</td> <td>本社30支店</td> </tr> </table> <p>大多数の事業者の本店、支店が3地方農政局管轄地域に所在しており、これらの地方農政局は、本省の検査官と連携して、立入検査前の端緒情報の収集や、立入検査後に検査結果報告の内容を事業者に直接出向き再確認するなど、迅速かつ機動的な検査業務を行うこととしている。</p> <p>※今後の検査官の地方農政局への配置について 商品先物取引法が平成23年1月より施行され、現行法の受託業者等に加え、新たな許可業者等（店頭デリバティブ業者、海外先物取引業者等）が検査対象とされるため、緊急時の機動性、業務の合理性等の観点から、関係業者の所在地、数、規模等を考慮して、地方農政局への検査官の適正な配置について検討したい。</p>	関東農政局	検査官5名	25	本社25支店	東海農政局	検査官2名	3	本社8支店	近畿農政局	検査官4名	7	本社18支店	その他の地域		2	本社30支店			
関東農政局	検査官5名	25	本社25支店																			
東海農政局	検査官2名	3	本社8支店																			
近畿農政局	検査官4名	7	本社18支店																			
その他の地域		2	本社30支店																			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	17 中央卸売市場の検査・指導等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、中央卸売市場は、我が国全体の生鮮食料品等の円滑な流通を図り、もって国民生活の安定に資することを目的として計画的に全国に配置されているものであり、品質劣化が著しく、保存期間が限定されるという生鮮食料品等の性質上、その供給体制に支障が生じた場合には国民の食生活に大きな混乱をもたらしかねないことから、食料安全保障上極めて大きな役割を担っており（青果物・水産物の卸売市場経由率は6割であり、国産青果物に至っては9割が卸売市場を経由）、当該業務は、国が責任をもって対応すべき業務である。</p> <p>3. また、中央卸売市場は、全国で指標性のある価格形成機能を有していることから、その業務の適正かつ健全な運営を全国一定水準で確保するために、国が全国統一的な判断基準により検査・指導業務を行うことは、市場経済の確立に不可欠なものであり、国がその責任において行うべきものである。</p> <p>4. さらに、このような監視・制御については、金融や証券においても行われているように、市場や業界に対する監督、検査及び処分という一連の手続が一体となって措置されることにより、市場の透明性、公平性及び信頼性が確保されるものであり、これらの事務を切り離すことは不適切である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</p> <p>1. 現状、全国で7人の検査官が中央卸売市場の検査・監督を行っており、卸売市場法施行令第9条の規定の対象となる市場は、22県・28市場ある。そのため、当該事務・権限を移譲した場合、それぞれの県に検査担当職員が最低1名必要となり、合計で最低22人必要となるため、著しく非効率な行政運営となってしまう。</p> <p>2. なお、全国に配置されている中央卸売市場及び卸売業者に対する取引内容や財務状況等の検査業務等については、問題事案発生後の検査着手に係る迅速性及び追加検査等の機動性を十分に確保する必要があることから、当該中央卸売市場及び卸売業者に近接した地方農政局において実施することが求められる。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管</p>		<p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）－抜粋－ 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 （3）食品産業の持続的な発展と新たな展開 ① フードチェーンにおける連携した取組の推進 卸売市場については、「コールドチェーンシステム」の確立等生産・消費ニーズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化を図る。併せて、卸売市場の機能強化を支えるため、経営的視点を持った市場運営の確保、市場の再編や卸・仲卸業者の経営体質の強化を推進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	18 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、</p> <p>① 食品関連事業者の営業区域や農商工連携の取組は、実際に全国的・広域的なものが多いこと。特に、農商工連携については、現時点で都道府県域を超えるものが相当数あるほか、農商工連携の取組が成果を挙げるためには、今後、1対1の連携から、1対多数の連携などネットワーク化を進め、都道府県域を越える広域での連携や、輸出促進の視点からは海外の事業者との連携を更に推進していくことが必要なこと。</p> <p>② 食品の国民への供給において重要な役割を果たす食品産業や農山漁村の資源を活用した様々な産業の健全な発展を図るためには、全国的な視点で施策を実施することが必要なこと。例えば、補助事業について都道府県の判断に任せられた場合、地域ごとの事業要望は年度によって大きく変動しており、事業に対する需要と自治体の財政措置にミスマッチが生じる、都道府県域を越える事業については補助の優先順位が低くなるおそれがあるといった課題がある。</p> <p>③ 上述のような食料安全保障や農業・農村の再生の観点からは、食品産業や農山漁村の資源を活用した様々な産業の発展に資する取組は積極的に全国的に波及させることが重要であることから、国が担うことが必要である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>食品産業や農業、農山漁村の資源を活用した様々な産業は、全国各地に点在し、その客体には極めて多様な地域性がある中で、上記2のように全国的に行うことが効率的である。農林漁業・農山漁村の6次産業化のための業務、食品産業その他の所掌に係る事務について、地方農政局を介さずに、本省だけで47都道府県全ての事業者、農林漁業者等を対象に当該業務を処理することは、①業務量が膨大であり、物理的に不可能であること、②職員の出張旅費等が高くなるなど効率的でないこと、③事業者の利便性の低下につながることから、著しい支障が生じる。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管</p>	<p>事業者や農林漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。</p>	<p>○国が6次産業化に関する個々の計画を直接認定し、支援・指導措置を講ずることを内容とする「農林漁業者等による農林漁業の6次産業化の促進に関する法律案」を平成22年3月9日に閣議決定して国会に提出（継続審議）しているところであり、地方農政局はこの業務を執行する中心的な役割を果たす予定。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）—抜粋—</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開</p> <p>②国内市場の活性化</p> <p>食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する6次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1)農業・農村の6次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。</p> <p>○新成長戦略(基本方針) ～輝きのある日本へ～(平成21年12月30日閣議決定) ―抜粋―</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>(4)観光立国・地域活性化戦略 「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮) 今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。</p> <p>また、いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p> <p>○民主党の政権政策Manifesto2010(平成22年6月17日民主党代表発表)－抜粋</p> <p>7／農林水産</p> <p>○農林漁業について製造業・小売業などとの融合(農林漁業の6次産業化)により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	19 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）の業務の一部として実施しており、国及び農政局の職員が食品産業行政の一環として実施することが効率的かつ効果的である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 食品産業や農業、農山漁村の資源を活用した様々な産業は、全国各地に点在しており、地方農政局を介さずに、本省だけで47都道府県全ての事業者、農林漁業者等を対象に当該業務を処理することは、①業務量が膨大であり、物理的に不可能であること、②職員の出張旅費等が嵩むなど効率的でないこと、につながることから、これまでと同様に食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）の業務の一部として実施することが効率的かつ効果的である。</p>	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管	事業者や農村漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。	○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）―抜粋― 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 ②国内市場の活性化 食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する6次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。 また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 農業・農村の6次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。</p> <p>○ 新成長戦略(基本方針) ～輝きのある日本へ～(平成21年12月30日閣議決定) ―抜粋―</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>(4) 観光立国・地域活性化戦略 (「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮)</p> <p>今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>また、いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p> <p>○ 民主党の政権政策Manifesto2010(平成22年6月17日民主党代表発表)―抜粋―</p> <p>7/農林水産業</p> <p>○農林漁業について製造業・小売業などの融合(農林漁業の6次産業化)により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>
農	20 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等	C-o	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、本業務は人の生命の維持に欠くことのできない「食品」の生産段階から消費段階に至る流通過程における合理化と高度化を図ることにより、国民に安全な食品を安定的に供給することを目的としており、国全体の食品流通の「構造改善」において極めて重要な役割を担っていることから、国が責任を持って対応する必要がある。</p> <p>3 また、本認定業務の対象となる構造改善事業の多くは、食品製造業者等及び農林漁業者等が連携して食品流通の構造改善を図るというものであるが、平成21年度に認定された事業のうち約5割が複数の都道府県にまたがっていることから分かるように、両者の連携は一都道府県で完結するものではなく、国が全国的な視点から適切に事務を行う必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 農政局における認定件数は年間54件(平成21年度実績。変更認定を含む。)となっている。当該事務・権限を移譲した場合、各都道府県において年間1件程度しか発生しない業務であるにも関わらず、本業務を遂行できる者が最低1名必要となり、著しく非効率な行政運営となってしまう。</p> <p>2 なお、認定事業者に対する指導及び助言にあたっては、先方の利便性に配慮しつつ、一定の機動性を確保する必要があることから、当該事業者に近接した地方農政局において実施することが求められる。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)地方に移管</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)―抜粋―</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開</p> <p>① フードチェーンにおける連携した取組の推進</p> <p>フードチェーンの適切な機能の発揮を図るため、食品産業による国内農業との連携強化や農業への参入促進、海外からの原料調達の実定化に加え、食品流通の効率化・高度化に係るフードチェーンの各段階で連携した取組を推進する。また、取引情報の標準化等、フードチェーンの関係者間で伝達が必要な事項の共通化の取組を推進する。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	21 事業協同組合等の設立認可等	A-b-②	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、</p> <p>① 単一都道府県のみを事業者を組合員とする組合については、その所在地の都道府県知事が設立認可等を行い、</p> <p>② 複数の都道府県と全国区域の事業者を組合員とする組合については、各地域における事業の全てを総合的に把握して、公平かつ中立的な観点から判断することが必要であることや、効率性の観点等から、国が設立認可等を行うこととなっている。</p> <p>3. 今後、複数の都道府県の事業者を組合員とする組合に関する事務については、広域連合などの地方自治体の広域実施体制等の整備が行われることになれば地方農政局の業務を地方へ移管することを検討。ただし、関係省庁も同様の対応が必要。</p> <p>4. なお、当該広域実施体制等の区域を越える組合については、引き続き各地域における事業の全てを総合的に把握して、公平かつ中立的な観点から判断することが必要であることや、効率性の観点等から、国が設立認可等を行う。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方に移管</p>		
農	22 水田・畑作経営所得安定対策に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 水田・畑作経営所得安定対策は、我が国の土地利用型農業の体質強化を加速し、WTO協定における国際規律に対応しうる政策体系を確立し、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的として創設された支援制度であり、国が責任をもって実施することが必要である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由 水田・畑作経営所得安定対策については、戸別所得補償制度の本格実施の際、廃止することも含めて見直す予定であり、自己仕分けの結果は、戸別所得補償制度に関する仕分け結果に同じ。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方移管する事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	23 農業経営の改善及び安定に関する事務（地方自治体に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この事務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から、国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 農業従事者の減少や高齢化により我が国農業の生産構造の脆弱化が進む中、国民の生存にとって不可欠である食料の安定供給を確保するためには、将来にわたり農業生産を担うべき競争力ある経営体を確保していくことは国の役割として重要である。</p> <p>3 仮に、農業経営の改善及び安定に関する事務として、国が地方公共団体に対して何ら関与しないこととした場合、各々の地方公共団体の政策の優先順位や財政状況によっては、国民の食料供給を担うべき優良な経営体の確保に係る支援措置が十分には講じられず、我が国全体として農業生産力の一層のせい弱を招き、ひいては食料の安定供給という国の担うべき責務を十全に果たすことができなくなる事態も想定される。</p> <p>4 このような事態を未然に防ぐため、農業経営の改善及び安定に関する事務の一環として、地方自治体が優良な経営体を確保するための施策を的確に実施し得るよう、国が財政的な下支え等を講じ、政策的なインセンティブを付与することにより、我が国として農業生産基盤となる優良な経営体の育成・確保を着実に図ることが必要であり、引き続き、国が農業経営の改善及び安定に関する事務のうち地方自治体への助成を行う必要がある。</p> <p>5 なお、この事務を実施するに当たっては、農業は、地域ごとの気象や土壌といった自然条件や大消費地との距離等の社会条件に大きく左右されることを踏まえ、国による画一的な事業の押しつけではなく、</p> <p>① 本省では、事業全体の企画・立案</p> <p>② 現場を熟知する地方農政局では、事業内容の承認、指導等の事業に係る国と地方自治体間との調整</p> <p>③ 地方自治体では、個別事業の計画策定及び執行をそれぞれ担当し、国と地方自治体間の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえた支援策を講じているものである。</p>	（全国知事会：国の出先機関の原則廃止に向けて（H22.7.15）） 廃止・民営化等する事務		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>本省と地方自治体のみでは事務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で28人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <p>① 本省では、個別案件ごとに地域の実情に即した判断ができず、地方自治体の意向を踏まえた調整が困難となることや</p> <p>② 47都道府県を一手に相手にすることから、交付申請や事業の評価等に係る膨大な量の事務が、特定の時期に過度に集中することにより、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>2 加えて、農業経営の改善及び安定に関する施策の基礎となる事例、実態等の現場情報の収集について、地方農政局での情報収集に代えて地方自治体から情報提供を受けるとした場合、</p> <p>① 地方自治体から提供された情報を本省ですべて精査しなければならず事務が過大となるほか、</p> <p>② 提供された情報を実地に精査するためには本省から全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大することとなり、結果として現場情報の収集が滞れば、施策の企画立案に支障が生じるおそれがある。</p> <p>3 このため、本事務については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	24 農業経営の改善及び安定に関する事務（災害対策に関する地方自治体との調整）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この事務は、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から、国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 また、当該事務は、国が地方公共団体と協力しながら、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害及び防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとした災害対策基本法の精神に基づき実施されるものである。</p> <p>3 当該事務の実施に当たっては、大きな災害が発生した場合等には、国は、激甚災害法、天災融資法等に基づき、地方自治体等に対し特別の支援を行うこととなっている。</p> <p>4 また、県域を越えて被害が発生する場合には、国がリーダーシップを取って、地域ブロックの関係機関をまとめ、協力して対策を講じている。</p> <p>5 なお、この事務を実施するに当たっては、国による画一的な事業の押しつけではなく、</p> <p>① 本省では、全国的な視点から、個々の災害に対する対応方針の策定</p> <p>② 地方農政局では、国の対応方針策定の前提となる、災害に係る情報の収集及び管内の地方自治体間の連絡・調整</p> <p>③ 地方自治体では、地区内での復旧事業への対応及び災害情報の把握</p> <p>をそれぞれ担当し、国と地方自治体間の適切な役割分担の下、災害対策を講じている。</p> <p>本省と地方自治体のみでは事務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 現在地方農政局が行っている当該事務を本省と地方自治体のみで実施することとした場合、</p> <p>① 災害発生後直ちに、被災地に職員を派遣する等の機動的な対応ができず、</p> <p>② 被害の状況や応急対策等について、地方公共団体等との綿密な連絡・調整が困難となり、</p> <p>防災対策の迅速かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれがある。</p> <p>2 このため、本事務については、引き続き地方農政局が実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>国に残すべき事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	25 農業構造の改善に関する事務（民間に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、6次産業化による付加価値向上分を経営に取り入れる取組等を支援することを通じて、意欲ある多様な農業者の育成・確保を図ることは、ひいては国の責務である食料自給率を向上させ、食料の安定供給を将来にわたり確保していくことに資するものであることから、国が実施すべき業務である。</p> <p>このため、現状のとおり、国として統一的な政策の方向性を持ち、かつ、地域の個別事情に精通する地方農政局が、個別案件毎の実情に即し効率的かつ効果的に施策を講ずることが適当である。</p> <p>3 特に、本事務については、国がイニシアチブを発揮することが適当であり、県域を超えた広域的な連携・取組も想定されることから、国において実施することが必要である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で120人を本省に移管する必要がある。さらに、距離的制約から、</p> <p>① 事業の適正な実施のため、事業実施主体等に対する説明会の開催、現地指導を行うとともに、これらの者からの問い合わせにも的確に対応することや、</p> <p>② 全国の事業実施主体に対する補助金の審査・交付事務</p> <p>③ 財産処分申請があった場合の現地確認等の手続を一括して行うことが困難になることから、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じるおそれがある。このため、本事業については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方移管する事務</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】</p> <p>○ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	26 農業構造の改善に関する事務（地方公共団体に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、食料自給率を向上させ、食料の安定供給を将来にわたり確保していくことは国の責務であり、意欲ある多様な農業者の育成・確保を図るとともに、農地制度を適切に運用することにより農業生産の基盤である農地の確保や有効利用を着実に進めることが必要である。</p> <p>このため、現状のとおり、国として統一的な政策の方向性を持ち、かつ、地域の個別事情に精通する地方農政局が、個別案件毎の実情に即し効率的かつ効果的に施策を講ずることが適当である。</p> <p>3 特に、農地制度については、平成21年に農地法等を改正したところであり、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に図るためにも、本事務は、国で実施する必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で120人を本省に移管する必要がある。さらに、距離的制約から、</p> <p>①事業の適正な実施のための事業実施主体等に対する説明会の開催、現地指導、問い合わせへの対応事務、 ②全国の事業実施主体に対する補助金の審査・交付事務 ③施設整備事業の財産処分申請の際の現地確認等の手続を一括して行うことが困難となり、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障を生ずる。このため、本事業については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 廃止・民営化等する事務</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】</p> <p>○ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする。</p> <p>○ 優良農地の確保と有効利用の促進 農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	27 農業を担うべき者の確保に関する事務（民間に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、将来にわたって国内の食料生産を継続するためには、それを担う農内外からの人材の育成・確保が不可欠であり、このための施策については、国が責任を持って取り組むことが必要である。</p> <p>3 特に本事業は、全国的な肥料や燃油高騰等による農業経営費の増加に伴い、元々経営が不安定になりがちな新規就農者の営農開始時の経営が一層厳しい状況にあることを踏まえ、こうした経営の早期安定を図るための措置として実施したものであり、全国的に迅速な事業の推進を図る観点から、国民に対する食料の安定供給という責務を担う国が直接実施することが必要である。また、国が直接実施した事業のフォローアップ等については、引き続き国として実施することが適当である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 本事業は、ブロック毎に異なる地域特性や経営類型を踏まえつつ、事業管理として生産現場の実施主体や新規就農者を育成指導する普及指導センター等指導機関、市町村等関係機関との調整や確認等を必要とすることから、的確かつ効率的に実施するため農政局において執行を担っている。</p> <p>2 このようなことから、現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で35人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <p>① 全国の各事業計画に照らして現場段階で経営の状況や成果目標等の達成状況等のフォローアップを実施する際、個別案件ごとの実情に即した判断ができません</p> <p>② 本省が個別にフォローアップを実施する場合、全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大することから、事務の効率的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じることとなる。このため、本事業については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方移管する事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	28 農業を担うべき者の確保に関する事務（地方自治体に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、将来にわたって国内の食料生産を継続するためには、それを担う農内外から人材の育成・確保が不可欠であり、このための施策については、食料の安定供給の責務を担う国が責任を持って取り組むことが必要である。</p> <p>なお、地方自治体においても新規就農の促進に関する施策を講じているものの、地域毎の取組状況の格差は大きく、特に農外からの就農は、都市から農村地域へ就農を促す必要があり、県域の取組では賅えないことからブロック的に都市から農村地域をカバーしている農政局において取り組む必要がある。</p> <p>3 また、農業分野における女性の社会参画は未だ低い水準にあり、政府の進める男女共同参画目標の達成に向けて、国として加速化を図ることが必要である。その際、地域毎の参画促進の取組状況の格差が大きいことから、国の機関として全国的な視点を有し、かつ、地域の実情を知る地方農政局が取組の遅れている地域への重点的な働きかけを行うことが効果的である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 各事業についてはブロック毎に異なる地域特性を踏まえつつ、事業管理として生産現場の実施主体や市町村等関係機関との調整や確認等を要することから、的確かつ効率的に実施するため農政局において執行事務を担っている。</p> <p>2 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で35人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <p>① 資金貸付けの決定等については、47都道府県分の事務処理が特定時期に集中し、人的制約から事業の円滑かつ効果的な運営等に支障が生じること</p> <p>② 新規就農者の経営類型の違いや、女性参画状況の差など、地域の実情に応じた対応が難しいこと、</p> <p>③ 都市地域から農外就農希望者への就農支援が不十分となること</p> <p>④ 本省が現場に即した業務を実施する場合、全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大すること</p> <p>により、事業の効率的かつ円滑な運用・実施に著しい支障を生ずる。このため、各事業については、引き続き農政局で実施することが必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 廃止・民営化等する事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	29 農家戸別所得補償制度に関する現金給付	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 戸別所得補償制度は、本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の下、食料自給率目標の達成に向けて国家戦略として取り組むものであり、国が主導権をもって制度を運営していくことが必要である。</p> <p>3 本制度の運営には、農家ごとの生産数量目標の設定、生産数量目標に即した生産や作付面積の確認のほか、実需者との契約や販売状況等の確認を行う必要がある。これらは、自給率向上に向けて設定した生産数量目標への全体的な生産誘導と実需者等への安定供給の観点からも国が行う必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 生産数量目標の設定や作付面積の確認等については、地域の実情に精通している都道府県や市町村に担ってもらうことが効率的であることから、事務の一部を委託することを検討している。</p> <p>しかしながら、戸別所得補償制度は、次のとおり、統計データの整備や新規需要米の横流れ防止を一体的に実施する必要のある独特の設計となっているため、そのような総合的な体制を備えられない都道府県や市町村に、交付金の支払い事務（制度の周知、加入促進を含む）まで委ねることは制度の実行に著しい支障を生ずる。</p> <p>① 戸別所得補償制度の各交付金については、毎年あるいは数年おきに単価を改定する必要がある。この場合、各交付金（全額国費）の財政支出の基礎となる対象作物ごとの正確な生産費、収穫量等の統計データを全国統一した考え方で整理する必要があるが、これらについては、本制度の交付対象者の作付面積等の申請内容を基に母集団を整備し調査するなど統計データの整備業務と一体的に行うことが必要。</p> <p>② 交付金の支払いのためには、実需者との契約や販売状況の確認を行うことになるが、市町村や都道府県をまたがる取引も多く、特に、新規需要米等については、横流れ防止の観点から米トレサ法に基づいて行う監視業務と一体的に行うことが必要。</p> <p>③ 全国統一した支払い基準の下、全国統一した電算システムで処理することになるが、都道府県や市町村に支払いを委ねるとすれば、資金管理や支払いのためのシステムが必要となるとともに、制度変更をするたびに47都道府県分のシステム改修が必要となり著しく非効率。</p>	戸別所得補償制度の現金給付は（国の設計に基づく機械的事務であり）自治体で対応できる。	民主党分権調査会「霞が関の解体・再編と地域主権の確立」（2009年4月）において、主な現金給付サービスは国の役割とされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別所得補償制度、食料の安全・安心に関する業務等を的確に実施するため、地方農政局傘下の出先機関を65の地域センターに再編すること等を内容とする農林水産省設置法改正案を22年2月9日に閣議決定して、第174回国会に提出。 ・ 販売農家を対象に、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うことを基本とする戸別所得補償制度を導入すること等を内容とする食料・農業・農村基本計画を22年3月30日に閣議決定。 ・ 「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行い、農林水産業を再生し、食料自給率を50%に向上させることを目指すこと等を内容とする新成長戦略を22年6月18日に閣議決定。

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	30 農業技術の改良及び発達に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）及び食の安全・安心の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び業務の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、食料・農業・農村基本計画や新成長戦略などにおいて、GAPの産地での取組の拡大・内容の高度化の推進、新技術の開発・実用化等が位置づけられており、国として重点的に取り組む必要。他方で、地域の実情に応じた施策の展開が必要であることから、地理的・気象的条件や、営農形態に共通項の多いブロック単位で、GAPや新技術に関する専門知識を有した職員を配置し、農政局を中心とした地域密着型の体制で、産地での取組の支援や、地方自治体及び試験研究機関・大学・民間等の間での情報・意見交換の促進を行ってきたところ。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 この業務は、少なくとも14人程度の人員が必要となるが、本省にこれだけの人員を移管して業務を実施することは非現実的である上、各地に出向いての指導・調査業務等が中心となることから、地方農政局において実施することが必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（22年7月15日） 地方移管する事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	31 農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「優田法」という。）等に基づく地方自治体から国への協議等 ① 農振法に基づく地方自治体から国への協議等について ② 優田法に基づく地方自治体から国への協議等について（優田法第4条第5項）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当。</p> <p>2 具体的には、①については、農地が国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、優良農地の確保を全国規模で行うことは国の責務。</p> <p>②については、市町村が優良田園住宅建設計画の認定に際して、当該計画区域に2haを超える農地が含まれる場合等に、当該住宅の立地調整を行うのは、農地転用許可権者（4ha以下であれば協議権者）である国の責務。また、仮に当該協議を廃止・民営化した場合には、優良田園住宅の立地に係る土地利用調整が行われなくなり、市町村による当該計画の認定の判断と国の農地転用許可の判断が齟齬を来たすおそれ。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が確保すべき農用地面積の目標と都道府県が確保すべき農用地面積の目標が整合性を持って定められるよう同意協議（農振法第4条第5項）を行うこととしている。その際には、都道府県が基本方針に定める農業生産基盤の整備及び開発等の農業振興施策（同条第2項第3号）を参照しつつ、都道府県の定める確保すべき農用地面積の目標の実現可能性を確認し、当該目標の調整を行なうこととしており、全国の各ブロックごとに配置され、常日ごろから、国として地域の農業や土地利用の情勢を把握している地方農政局が当該調整を行うことが適当。 地方農政局は毎年、都道府県が基本方針に定める農用地の面積の目標の達成状況について資料提供を求め、各都道府県の当該目標の達成状況を公表する（農振法第5条の2）とともに、各都道府県の目標達成状況が著しく不十分であると認められる場合には是正の要求を行うこととなる（農振法第5条の3）。 	<p>「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日全国知事会）」</p> <p>①について → 廃止・民営化</p> <p>②について → 廃止・民営化</p>	<p>○ 「農地制度改革に関する見解」（平成21年2月13日社団法人日本経済団体連合会農政問題調査委員会）において「地方分権の流れの中でも、国は本来果たすべき役割を重点的に担うべきとされており、国民への食料の安定供給のための優良農地を量的に確保することは国の重要な責務である。とりわけ、全国水準での農地の目標面積を確保するためには、国が地域の実情を踏まえつつも全国的な視野に立ち客観的かつ総合的な判断から一定の関与が可能な制度とする必要がある。従って、農用地区域から転用目的での除外の手續においては、担い手の経営基盤となっている農地については除外を認めないこととするとともに、協議等の国の関与を行うべきである」とされている。</p>	<p>①について</p> <p>食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）において、「新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする」とされたところ。農振法に基づく都道府県から国への協議については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）において、国が確保すべき農用地面積の目標と都道府県が確保すべき農用地面積の目標が整合性を持って定められるよう、農振法第4条第2項第1号及び第2号に係る同意を要する協議については存置することが、政府として決定されたところ。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>具体的には、</p> <p>ア 都府県が基本方針に定める農用地の面積の目標の達成状況が著しく不十分である場合には、都府県が当該目標を達成できなかった要因や都府県における今後の農用地等の確保の見通しをヒアリング</p> <p>イ 都府県の当該目標が達成できなかった要因として、市町村が定める農振整備計画の農用地区域の変更に係る都府県の同意協議事務処理が適正を欠いていることが考えられる場合には、当該変更について実態調査</p> <p>等を行った上で、知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかな場合には是正の要求を行うことを見込んでいく。</p> <p>また、是正の要求を行うに当たっては、地方自治法第245条の3に定める関与の基本原則（関与の目的を達成するために必要最小限度のものとする等）を遵守する必要があり、都府県や市町村との頻繁な打ち合わせや綿密な現地調査による状況把握が必要不可欠であり、常日ごろから、地域の農業や土地利用の情勢を把握している地方農政局が当該調査等を行うことが適当。</p> <p>したがって、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張費及び移動時間等のコストがかかること、是正要求を行なうまでの状況把握に時間がかかること等により、業務の実施に著しい支障を来たすおそれ。</p>		<p>○ 「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>また、昨年12月15日に国及び都道府県は農用地等の目標面積の設定を行なうこととする農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第19条第4項において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、（中略）農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優田法に基づく協議に当たっては、優良田園住宅建設計画に係る住宅の立地の実態調査を行いながら、立地調整を行うことも想定されるため、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張費及び移動時間等のコストがかかること等により、業務の実施に著しい支障を来すおそれ。 ・地方農政局の当該業務担当は複数の業務を兼任で行っており、当該業務以外の業務について引き続き地方農政局の事務・権限を存置することとした場合には、当該業務を引き続き現場に近い地方農政局に行かせたほうが、優良田園住宅建設計画を認定する市町村との間で効率的な業務が可能。 			<p>食料・農業・農村基本計画における平成32年度の農地面積 461万ha (平成21年461万ha) 農振法の基本指針における平成32年の農用地区域内農地の目標面積 415万ha (平成21年407万ha)</p> <p>②について 優田法に基づく市町村から国への協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重畳的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるものとして、同意を要しない協議を許容するとされており、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)においても当該協議については存置。</p>
農	32 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等	C-o	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当。</p> <p>2 具体的には、地方自治体の自主的な取組に対して、幅広い政策手法を有する国が、より現場に近い地方農政局において農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等の業務を行うことが適当。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) → 廃止・民営化</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	33 (1) 土地改良事業等の実施(補助事業の計画審査、実施についての指導及び助成) (2) 農山漁村の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等(災害復旧に係るもの)	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上等)の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>○ 具体的には、農地・農業用水が偏在する生産県(地方圏)が消費県(都市圏)への食料供給を担っている構造を踏まえ、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保することは、全国的な規模や視点に立って行われるべきである。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 補助事業の実施については、平成23年度から特に食料供給力の確保に重要な役割を果たす大規模農業地域で行う直轄事業と一体的に実施する地区等に対象を限定し、交付金の実施については、農林水産政策の目標達成のための重要な手段としての明確化を図る見直しを行った上で、引き続き地方農政局において事務を執行する必要がある。</p> <p>【理由】</p> <p>1 当該補助事業の適正な執行のためには、事業計画の基本的要件の審査及び補助金適法化に基づく遂行状況や実績報告の審査等の補助金執行事務が必要不可欠である。</p> <p>2 ブロック毎に異なる地域特性を踏まえつつ行われる補助事業の進捗管理は、地方自治体との緊密な連絡・調整により行われており、仮に農政局等の職員を本省に引き上げた場合、多数の課(補助事業のみの担当者でも約250名=5~10課に相当)が必要となる上に、補助事業の適正な実施を管理するため、本省から各府県へ職員を出張(あるいは、各道府県から本省へ職員を出張)しなければならない事務作業に著しい支障が生じる。更には、直轄事業との間の進捗の調整についても、本省と県・市町村・土地改良区等との間で、職員の出張を含む連絡・調整を行う必要が生じるため、非現実的である。</p> <p>3 農山漁村地域整備交付金については、平成22年度に農山漁村地域の総合的な整備を推進するために創設されたところであるが、平成23年度に向け、農林水産政策の目標達成のための重要な手段としての明確化を図り、政策目標別の大区分に即した大括り化と、農業生産力等の強化に向けた重点化を図る見直しを行うこととしており、効率的な事務の遂行のためには、多数の農山漁村地域整備計画策定に関する内容相談に対応した的確な技術的助言、補助金適法化に基づく遂行状況や実績報告審査等の交付金執行事務が必要であるとともに、農政の重要な政策手段として各地域における政策目標の達成状況の把握、検討を行う必要があり、これを本省だけで実施することは非現実的である。</p>	<p>【全国知事会】国の優先機関の原則廃止に向けて(平成22年7月15日)</p> <p>(1) 廃止する事務 (2) 国に残す事務</p> <p>【全国市長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること(H22.6決議提言事項・全国市長会議決定) <p>【全国町村会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているため、食料自給率50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること(H22.7平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項) <p>【広島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に復旧作業に着手するため、公共土木施設及び農地農林業施設、学校施設等に係る災害査定を早期に実施願いたい。(H22.7) 	<p>○ 民主党分権調査会「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」(平成21年4月)において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>【食料・農業・農村基本計画】(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>○ 地域の裁量を活かした制度の推進</p> <p>従来の施設ごとに国が一部を補助する施策体系を改革し、地域の創意工夫を活かした新たな交付金を導入する。その際、地域の裁量で実施内容等を選択できる、地域のニーズに即した柔軟な対応を可能とする仕組みとし、地域特性を反映した整備を促進する。</p> <p>○ 食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進</p> <p>食料自給率向上を図る上で必要となる、農作物の作付面積の拡大、単収・耕地利用率の向上には、農業生産基盤の整備により、生産性の高い優良農地を確保することが不可欠である。このため、水田の有効活用による麦・大豆の生産拡大を実現する農地の排水対策を重点的に推進するとともに、地下水制御システム等の新たな技術の導入を推進する。また、米粉用米・飼料用米の生産拡大等に応じて、地域で必要な農業用水を確保できるよう、ハード・ソフト施策の両面からきめ細かな対策を講じる。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	34・土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等) ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施(直轄事業の実施)	B-②	<p>移譲の可否の考え方</p> <p>農林水産省としては、農地・農業用水が偏在する生産県(地方圏)が消費県(都市圏)への食料供給を担っている構造を踏まえ、国の責務として、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保する必要があるとの考え。</p> <p>直轄土地改良事業は、国内食料生産の中核を担う、水系単位等の広域的な優良農業地域の形成のため、意欲ある多様な農業者の営農を支援する政策と一体的に行われており、国が財産権及び水利権を有する大規模な基幹施設等に限定し、整備更新を実施しているところ。</p> <p>今後、地域主権戦略大綱の趣旨並びに国営土地改良事業の特性を十分に踏まえた上で、以下に掲げる移譲に係る具体的な課題について地方自治体及び施設管理者等の関係者と議論を進めつつ、国営土地改良施設の中で、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」については、財産、水利権等を移譲し、地域の自主性、自立性を高めるべく、地方移管のための個別協議を試行的に行うことを検討。</p> <p>(国営土地改良事業を地方に移譲する場合に踏まえるべき事業特性)</p> <p>○国営土地改良施設は、広大な一定の面的まとまりをもった地域を対象に、受益者である農家の申請に基づき実施される国営事業により造成され、造成後の施設は、地域の状況に即して、土地改良区等が主体的に管理。</p> <p>○国営事業を契機として、小規模な取水口を合口し、安定的かつ効率的な農業用水の供給を図ってきたが、この際、農業者は、農水大臣が統合後の水利権を管理することを前提として、農業者にとって比較的自由な取水が許容されていた慣行水利権を放棄することを納得。現在に至るまで、安定した農業用水に基づき、安心して営農を継続。</p>	<p>【全国知事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方移管する事務(「国の出先機関の原則廃止に向けて」(H22.7.15)) ・食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要(H20.10) <p>【個別府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域の自立、活性化、県民の安心・安全を確保するため、地域ニーズにあった事業が推進できるよう、農業農村整備事業の充実強化を図ること(H22.6愛知県) ・紀の川中・下流域において頻発する溢水被害について、総合的防災対策を図るため国営事業により対応すること(H22.6和歌山県) ・農業基盤等各種公共施設の早期整備を図り災害の未然防止に資するため、これら公共事業の増額に格段の配慮を願いたい(H22.7広島県) ・佐賀平野のクレークの整備は今後とも必要な公共事業であり、国営事業での平成24年度着工に向けて着実に調査を実施すること(H22.6佐賀県) 	<p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の食料安定供給確保に資するため、国の責任による基幹的農業水利施設の早急な整備(H22.7佐賀土地改良区理事長、小城市長、佐賀市長、小城市議会議長、佐賀市議会議長) ・地域の持続的な発展と安全安心な食料を安定的に供給する農業生産基盤を強化し、先人の知恵と努力により築き守られてきた施設を確実に子孫に継承していくためには、国営土地改良事業による改修が急務(H22.7安積疏水土地改良区理事長、郡山市長、須賀川市長、本宮市長、大玉村長、猪苗代町長) ・農業水利施設は農業生産に不可欠な基盤であることはもとより、多面的機能を発揮する重要な施設であることから、政府の責任で、基幹的水利施設等を計画的に更新・整備 	<p>【食料・農業・農村基本計画】(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>(国営土地改良事業を地方に移譲する場合の課題)</p> <p>1. 国家的課題 我が国の食料供給を支える生産基盤を国家的観点から保全する仕組みの維持</p> <p>2. 地域の合意形成に係る課題 都道府県との二者協議ではなく、国営造成施設の日常的管理を行う土地改良区等の管理者との協議が不可欠</p> <p>3. 実施体制に係る課題 ①国から地方へ財産権を移譲することに伴う破損事故等の非常時の責任の明確化 ②付帯する水利権の移譲に伴う水系に関わる利水者及び河川管理者との利害調整 ③一の県の範囲内において大きく変動する事業量への対応（施設のライフサイクルの中に、限られた時間で多大な財源と人員を要する更新事業が含まれる＝国の人員・財源を都道府県単位で分散した際の非効率性） ④食料供給に大きな影響を与える広域的優良農地における災害時緊急体制のあり方（全国的な要員・資機材の運用等） ⑤人員の全国的配置による人件費の抑制、コスト縮減プログラムに基づく入札契約方式の改革など、事業執行上の効率性の確保 ⑥土地改良事業に係る計画基準、設計基準及び積算基準等の全国的な技術基準の作成と現場適用性を検証した上での基準改訂など、現場技術の積み重ねによる技術力の蓄積と体系化の体制の継承 ⑦技術者の継続的確保が困難となった場合に、技術力を継承する仕組み（営農計画や用水再編計画などの計画技術と一体的な大規模土木構造物の更新技術を要する大規模事業は一の県の範囲内では定期的が発生しない）の構築</p> <p>4. 移譲の際の受け皿に係る課題 上述の体制に係る課題の多くが、現在の都道府県という行政単位では解決することが困難であり、広域的な受け皿（利害調整や人員・財源のストックが可能な体制）についての議論を並行して行う必要。</p>	<p>・国営造成基幹水利施設については、今後、更新需要の増加が見込まれるが、これらは農業生産基盤の根幹を成すものであり、安定した営農の継続の観点から、国の責務として基幹水利施設の計画的な保全・更新を実施すること（H22.8福島県） 【全国市長会】 ・農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること（H22.6決議提言事項・全国市長会議決定） 【全国町村会】 ・農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているため、食料自給率50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること（H22.7平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）</p>	<p>すること（H22.7中能登町長（協議会長）、石川県土地改良事業団体連合会長） ・国の責務として基幹的農業水利施設の計画的な更新・改修等事業を推進していただくよう提案するもの（H22.8安城市長他矢作川地域広域基盤確立推進協議会員市町長） ・公益性、重要性に鑑み、国営造成施設の更新、並びに基幹的な国営造成施設の管理については、国の責任において対応するよう措置（H22.8南紀用水土地改良区理事長） ○「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に実行新しい戦略的な保全管理を推進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	35 農地の転用に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活用や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2 具体的には、農地の転用に関する事務については、農地が国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、優良農地の確保を行うことは国の責務。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年12月15日に農地転用規制の厳格化等を内容とした農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第19条第4項において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。 ・ 農地転用許可制度が適切に運用されるために、 <p>① 農地転用規制の厳格化に伴う都府県、農業委員会と住民との紛争等の解決に向けた相談体制を強化する</p> <p>② 都府県知事が行う農地転用許可事務について実態を適切に調査・分析し、問題点がある場合には必要な措置の内容を検討し、その内容を示して是正の要求を行う</p> <p>等の業務を行っていくことを踏まえると、地方農政局の事務・権限を存置することが必要。本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張のための準備、出張費及び移動時間等のコストがかかり、業務の実施に著しい支障を来すおそれ。</p> <p>また、農林水産大臣（地方農政局長）が行なう農地転用許可に係る違反転用行為は、地方農政局長が原状回復に必要な措置を行わなければならないこととされており（農地法第51条及び農地法施行令第39条）、本省で当該業務を行うこととなると、例えば、違反転用行為により放置された大量の残土が周辺農地を隆起させ耕作に悪影響を及ぼすような事態が発生した場合に、迅速な対応が出来ないことから、国民の財産に重大な被害をもたらす可能性がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）</p> <p>→ 地方への権限移譲</p>	<p>○ 日本自治体労働組合総連合の農林水産大臣に対する要請書（2009年6月18日）において「…農地転用権限の委譲などがかけられた「地方分権改革」には、慎重に対応すること。」とされている。</p> <p>○ 平成22年4月22日内閣府行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会農業ワーキンググループにおいて、佛田利弘委員から「転用権限についての国への権限移譲」が検討課題として提案されている。</p> <p>○ 「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）において、「新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする。」とされたところ。</p> <p>○ 昨年12月15日に農地転用規制の厳格化（例えば、国や都道府県による公共施設（学校、病院等）のための農地転用については、今まで農地転用許可を不要としていたものを、農地転用を行なう事前に農林水産省や都道府県の農地担当部局と協議を行うこととした。）等を内容とした農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第19条第4項において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	36 都市計画法に基づく国土交通大臣との調整	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2 具体的には、農地が国土交通省と農林水産省との間の調整を経ずに市街化区域に編入されることとなると、農地転用が届出のみで可能となるため、農地の総量確保を図っていく上で支障を生ずるおそれがあることから、当該調整は国が行なう必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省との調整の際には、市街化区域に編入される区域の実態調査等を行っていることから、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなるため、出張費及び移動時間等のコストがかかること等により、業務の実施に著しい支障を来すおそれ。 ・当該調整は、国土交通省地方整備局が地方農政局に対して行うものであり、現場に近い両省の出先機関担当者が行うことで当該業務を効率的に行うことができることから、引き続き地方農政局の事務・権限を存置することが必要。 <p>なお、当該調整は、国土交通省が所管する都市計画法第23条第1項に基づき行っているものであることに留意する必要。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）</p> <p>→ 地方への権限移譲</p>		<p>都市計画法に基づく国土交通大臣との調整については、地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）において、都道府県の都市計画区域の整備方針等の策定に係る農林水産大臣の協議は、地域における主体的なまちづくりを行うため、区域マスタープランの決定等に係る関係大臣への協議、意見聴取に係る事務は都道府県及び市町村に移譲し、都道府県及び市町村において協議手続が完結するようにすべき（※ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分に関する都市計画について農業振興地域と市街化区域が重複する場合に限り、農林水産大臣への協議を許容）とされていたところ、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）において、当該調整は現行制度のまま存置することとされたところ。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	37 土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>○ 具体的には、</p> <p>① 2以上の都府県にわたる土地改良区に対する許認可・検査等の監督</p> <p>② その重要性にかんがみ都道府県から要請を受けて実施する土地改良区に対する検査等の監督</p> <p>③ 都道府県域の土地改良区、市町村等を会員として構成される都道府県土地改良事業団体連合会に対する許認可・検査等の監督</p> <p>④ 都道府県等からの個別土地改良区や換地計画をはじめとする土地改良事業に関する問い合わせへの対応等の業務を実施しているところである。</p> <p>○ 「①2以上の都府県にわたる土地改良区に対する許認可・検査等の監督」については、単一の都府県では行うことができず、また、こうした土地改良区が農業用水に関する都府県間の利害調整を行っている場合もあることから、円滑な土地改良事業の実施を確保する上で、国が実施する必要がある。</p> <p>○ 「②その重要性にかんがみ都道府県から要請を受けて実施する土地改良区に対する検査等の監督」については、国営土地改良事業実施地区など食料安定供給上重要な地区や重大な問題事案が生じた地区を主たる対象として、都道府県からの要請により検査を実施しているものである。なお、都道府県区域の土地改良区等に対する許認可・検査等の監督の事務は既に自治事務として都道府県知事に事務・権限を移譲し、基本的には都道府県が実施している。</p> <p>○ 「③都道府県域の土地改良区、市町村等を会員として構成される都道府県土地改良事業団体連合会に対する許認可・検査等の監督」については、都道府県土地改良事業団体連合会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営造成施設（国有財産）の管理主体たる土地改良区に対する施設の管理に関する技術的な指導や災害や事故の発生時における支援 ・ 国営土地改良事業の調査・設計や換地事務など国の施策への協力。 <p>等の業務を行っている。</p> <p>特に、現在、国として国営造成施設をはじめとする土地改良施設の長寿命化対策を推進することとしており、その中で都道府県土地改良事業団体連合会は、土地改良区等に対する支援を通じて、土地改良施設の適切な保全管理を図る上で重要な役割を果たすことが求められている。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>このため、都道府県土地改良事業団体連合会の業務の適切な実施に必要な財政基盤・組織体制の確保ができなければ、国営造成施設等の円滑な管理や災害等の発生時における的確な対応、国営土地改良事業の実施に支障が生じる等のおそれがあることから、都道府県土地改良事業団体連合会の指導・監督の事務については、国が実施する必要がある。</p> <p>さらに、都道府県土地改良事業団体連合会は、全国土地改良事業団体連合会と一体となって土地改良区に対する指導を統一的に行っていることから、その指導・監督は全国的な視点に基づき行われる必要があることから、国が実施する必要がある。</p> <p>(なお、都道府県土地改良事業団体連合会に対する検査については、都道府県知事も実施できるとされているが、これまで都道府県が実施した事例は承知していない。)</p> <p>○ 「④都道府県等からの個別土地改良区や換地計画をはじめとする土地改良事業に関する問い合わせへの対応」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な土地改良区の運営指導方針や全国的に推進している土地改良区の統合整備など運営基盤強化に向けた都道府県への助言 ・ 関係権利者間の複雑な権利関係の調整を要する集団化事業の円滑な実施に向けた都道府県等への助言 <p>等を行っているものであり、国の政策的な実施に資するものであり、かつ、多数の事例の情報を活かすことが適当であるものであることから、国が実施する必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>○ 土地改良事業等に対する許認可や監督等の事務については、既に都道府県区域の土地改良区等に係るものは、自治事務として都道府県知事に事務・権限を移譲しており、国が実施することとしているものは、2以上の都府県にまたがるもの、国の政策の実現や国有財産の管理等国の責務と密接に関連しているものに限定されている。</p> <p>したがって、これらの業務を都道府県等地方自治体に移管することは、業務の的確な実施を確保する上で著しい支障が生じることとなる。</p> <p>○ これらの事務については、</p> <p>① 全ての都府県の担当部局、全ての都府県にある都道府県土地改良事業団体連合会等を対象に実施するものであり、本省よりも事務の対象に近接し、それぞれの管内地域の実情に精通した地方農政局を活用して実施することが効率的であること</p> <p>② 特に、都道府県土地改良事業団体連合会、約700程度ある国営事業関連の土地改良区に対する検査については、直接出向いて実施するものであることから、地方農政局を活用することが効率的であるとともに機動的な対応も可能となること</p> <p>から、地方農政局の事務として実施する必要がある、本省のみで実施することは著しい非効率が生じることとなる。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	38 都市農村交流に関する事務（①地方自治体に対する支援、②民間に対する支援）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>具体的には、都市農村交流に関する事務は、</p> <p>① 大都市圏と農村部をつなぐ全国的な交流を促進するものであり、全国規模での相互の体制整備、情報発信が求められること</p> <p>② 税制・政策金融等の支援措置、規制・法律等の特例措置などについて、多くの施策分野にわたり一体的な制度設計が求められることから、国が実施する必要。</p> <p>○ また、法律に基づき地方自治体が作成する計画等の事前調整・審査や補助事業の事業計画の審査・承認等については、受入側の農村部の活性化だけでなく、都市住民が農村で活動する機会の創出や都市住民に対する食や農村地域についての理解の促進等の大都市圏側に対する効用も勘案し、当該法律や補助事業に基づく支援措置等の効果が最大限に発揮されるよう、本省と各農政局それぞれの知見を有機的に連携させることで、全国的な視点からの施策の実行ができる国が実施する必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>○ 都市農村交流に関する事務について、多くの政策分野にわたる制度設計に加えて、地方自治体が作成する計画の事前審査、補助事業の事業計画の審査・承認、各種相談受付等の膨大な事務作業や、現地指導、地域の優良事例の発掘・紹介等の地域と直接関わる事務等の全てを本省のみで実施することは、業務の適切な実施に著しい支障を来すおそれ。</p>	<p>「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日全国知事会）」</p> <p>① 地方自治体に対する支援→廃止・民営化</p> <p>② 民間に対する支援→地方へ権限移譲</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>（2）都市と農村の交流等</p> <p>① 新たな交流需要の創造</p> <p>訪日外国人や、観光・行楽部門の消費が多い高齢者等、農村への旅行者として十分に開拓されていないターゲットに対して積極的にアプローチし、新たな交流需要を創出することが必要である。このため、「訪日外国人3000万人プログラム」との連携や、多様な主体の連携による都市と農村の共生・対流の推進に加え、体験コンテンツの開発など観光関係者と農村地域が連携して行う取組を促進する。</p> <p>② 人材の確保・育成、都市と農村の協働</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>農村が人材不足等の構造的な問題を抱える一方で、都市においては農村に関心を持つ者が多く存在することに着目し、都市と農村地域をつなぎ、都市部の人材等を活用する取組を推進する。</p> <p>また、都市部のNPO、企業、大学等多様な主体との協働により、それらの者が持つ新たな視点、手法で農村の地域資源の発掘・活用を推進する。</p> <p>③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用</p> <p>農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身機能の回復・向上や健康の維持・増進等、農林水産業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に注目し、都市と農山漁村、関係府省が連携して、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用するための施策を推進する。その際、これらの機能の効果を調査・検証し、具体的な施策の実施につなげる。</p> <p>また、子どもを農山漁村に宿泊・滞在させるとともに、農林水産業等の体験を行わせ、当該地域の人々との交流を深めるなどの取組も重要である。こうした取組については、農山漁村への経済効果のほか、子どもの生きる力を育むなど、教育的な効果を得られていることを踏まえ、関係府省で連携し、受入体制の整備等を促進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興</p> <p>新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、これらの機能・効果への都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取組を推進する。このため、これまでの都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討するとともに、市民農園や農産物直売所等の整備、都市住民のニーズを踏まえた市民農園・体験農園等における農業体験や交流活動の促進等、都市農業振興のための取組を推進する。</p>
農	39 地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する事務	C-b	<p>地すべり防止区域の指定は、土地改変等行為の制限を伴うため、地すべりメカニズムの的確な把握と公共性・緊急性の評価を行った上で厳格な区域設定を行う必要があること、国指定である砂防指定地や保安林との調整が必要なことから、引き続き国で実施する必要がある。</p> <p>一方、新たに防止区域に指定される区域数が減少し、年度により区域指定に地域的偏りが出てきたことから、これまで地方農政局が担っていた区域指定に係る業務を本省に引き上げて実施することを検討する。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）」</p> <p>地方移管</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日）】</p> <p>第3の3の(4)の⑤</p> <p>豪雨、地震、地すべり等自然災害が増大する状況等を踏まえ、快適で安全・安心な農村生活を実現するため、地域の創意工夫を活かしながら、集落基盤の計画的な整備や、ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくりを、関係府省が連携して推進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	40 土地改良事業等の実施（地域協議会等に対する支援）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>○ 具体的には、食料供給力の維持・向上や多面的機能の発揮のために、国が制度の基本的枠組みと活動の指針を定め、全国で統一的な基準のもとに実施すべき。</p> <p>○ 本対策は、地域の資源保全管理の形態に応じて使途の自由度が高い制度設計をしているところであり、地域間において格差が生じないようにするためには、制度設計者たる国は、全国の実情を承知し、必要に応じて現場に赴き、運用に係る指導・助言や適正な交付金の活用を確保するための検査等を実施すべきである。</p> <p>○ 仮に、地域協議会、活動組織に全面的に委ねることとなると、使途の自由度が高い本制度では、制度の趣旨に沿わないような使い方がなされる可能性があり、単にバラマキになりかねず、国による事後チェックの仕組みが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>○ 地方農政局では、本対策に係る126の地域協議会への交付金の交付事務や、評価のための管内データ・事例の収集等を行っており、これら事務を人員が限られている本省のみで行うことは、円滑・迅速な政策の執行に著しい支障をきたす。</p> <p>○ このため、現在地方農政局が行っている当該事務を本省で行うこととした場合、最大で28人を本省に移管する必要がある。</p> <p>○ また、上述の指導・助言、検査等の実施に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の交付対象となる活動組織は19,514組織と多数に上り、地域農業の実態を熟知した上での多様な地域性に応じた対応が求められること ・ 抽出検査及び現地確認等のために全国の活動組織へ職員が出向くこと <p>から、本事務を本省において限られた人員で取り組むことは、行政コストがかかり、業務の実施に著しい支障が生ずる。</p>	<p>【全国知事会】国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日全国知事会）</p> <p>・ 地方移管（現金給付型事務であるため制度設計等は国が実施）</p> <p>【三重県】</p> <p>「集落機能の維持に向けて、新たな直接支払いの導入にあたっての現行の農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度に取り組む地域の熱意が持続・向上される制度設計と、円滑な制度移行」（平成23年度 国の予算編成等に関する提言書）</p> <p>【全国町村会】</p> <p>農地・水・環境保全向上対策等については、それぞれ条件不利地域における耕作放棄の防止や水路・農道の管理、また、地域資源の適切な保全等を実施する集落維持活動において不可欠な制度として定着しているの</p> <p>で、戸別所得補償制度とは趣旨や支払い要件が全く異なることを整理した上で、恒久的な制度とすること。（H22.7平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日）】</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>③ 農地・水・環境保全向上対策</p> <p>農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用水等の資源や環境の適切な保全管理等を促進することを目的として、「地域ぐるみでの効果の高い共同活動」と「農業者ぐるみでの先進的な営農活動」に対する支援策として実施されているものである。平成22年度には、本対策についての中間評価を実施し、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化する。</p> <p>その上で、中山間地域等直接支払制度や、環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成手法（例えば「環境支払」）のあり方も含め、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の維持の観点から、今後の施策のあり方について検討する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	41 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当。</p> <p>○ 具体的には、中山間地域等の有する多面的機能が発揮されることにより、下流部等の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られているため、全国規模で統一的な基準の下に適正に条件不利地域への支援を行う必要がある。このため、国と地方自治体が適切に役割分担をすることが重要であり、国が交付金の1/2を確保し、国→都道府県(1/4)→市町村(1/4)のルートで交付金を給付することが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>○ 地方農政局では、</p> <p>(ア)300件に及ぶ交付申請の審査をはじめ</p> <p>(イ)制度の適切な実施の指導や疑義回答</p> <p>(ウ)地方公共団体が適切に制度を運用しているかについての現地検査等を行っており、これら事務を人員が限られた本省のみで行うことは、円滑・迅速な政策の執行に支障をきたす。</p> <p>○ このため、現在地方農政局が行っている当該事務を本省で行うこととした場合、最大で14人を本省に移管する必要がある。</p> <p>○ また、上述の指導・助言、検査等の実施に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の交付対象となる協定数は28,765協定と多数に上り、地域農業の実態を熟知した上での多様な地域性に応じた対応が求められること ・ 抽出検査及び現地確認等のために全国の協定締結地域へ職員が出向くこと <p>から、本事務を本省において限られた人員で取り組むことは、行政コストがかかり、業務の実施に著しい支障が生ずる。</p>	<p>国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日全国知事会）</p> <p>・ 地方移管（現金給付型事務であるため制度設計等は国が実施）</p> <p>第2期対策の最終年度であった平成21年度において、制度の継続・恒久化への要望が多数寄せられた。（全国知事会ほか都道府県、市町村、議会など147件）</p> <p>【全国知事会】</p> <p>「中山間地域における農業生産の継続や多面的機能の確保のため、平成22年度以降も中山間地域等直接支払制度を継続するとともに、事業要件の緩和を図ること。」</p> <p>（平成21年7月14日 平成22年度国の施策並びに予算に関する提案・要望）</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日）】</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>② 中山間地域等直接支払制度</p> <p>中山間地域等は、流域の上流部に位置すること等から、水源かん養、雨水の一時的な貯留、土砂崩壊防止等の国土保全上の多面的機能を発揮し、これによって、下流部の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進行する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、農業者の減少、耕作放棄地の増加等により、災害の発生頻度が高まるなど、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済損失が生じることが懸念されている。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>こうした状況を踏まえ、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、耕作放棄地の発生防止と解消を図り多面的機能を確保する。その際、高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携等安定的な受け皿を作ることにより、農業生産活動の維持を図っていく。なお、本直接支払制度については、戸別所得補償制度の検討と併せて、現行の予算措置を法律上の措置とすることを含め、今後の施策のあり方を検討する。</p> <p>また、意欲ある多様な農業者の育成・確保や生産性の向上等を推進することにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進する。</p>
農	42 農林水産業に関する統計調査の実施	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 農林水産統計は、現在、総人件費改革に伴う国の農林統計職員の半減（約4,100人→約2,200人）に対応するとともに、戸別所得補償制度の円滑な推進を図るため、本制度を基軸とした再構築を行っている。再構築に当たっては、国の職員が直接実査を行う調査を戸別所得補償制度の実施に不可欠な農業経営統計調査（生産費等）及び作物統計調査（面積、単収等）に重点化するとともに、調査員調査化等の徹底したアウトソーシングを推進している。</p> <p>3 現在でも重点的に国の職員が実査を行っている農業経営統計調査及び作物統計調査については、</p> <p>① これらの調査の結果が、戸別所得補償制度等において、国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっていることから、国が、広域的な体制により、全国統一基準の下で、正確性・客観性をもって行うことが不可欠であるとともに、</p> <p>② その実施に当たって、農林水産統計に関する訓練を長年受け、農業簿記等の農業経営に関する専門知識や病虫害の影響等の農業生産に関する専門知識を有する国の職員でなければ正確な統計の作成ができないことから、国の職員が直接実査を行うことが必要である。</p>	<p>○ 全国知事会の「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）では、農林水産業に関する統計調査については「廃止・民営化等する事務」と整理されており、都道府県側で本業務を引き受けることは考えられていない。</p> <p>○ 全国市長会から、平成21年12月、国が公表している市町村別統計について、「農業産出額のデータ公表は、平成19年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。」との要望が提出された。（これを受けて、一部の品目について市町村別統計を復活させることができないか検討中。）</p>	<p>○ 内閣府統計委員会産業統計部会長報告（21年9月）（抜粋）</p> <p>この数年間に、農林水産統計組織は大幅な人員縮小を余儀なくされ、農林水産政策に必要なと考えられる統計ですら十分に作成できない状況になっていて、ましてや公共財としての統計の維持は危機的な状況にあります。また、農林水産統計調査は、他の統計調査に比べ、高い専門性が要求される調査でもあり、アウトソーシングも容易ではありません。農林水産統計の品質と精度維持を確保するため、これ以上の調査内容の削減や人員等統計資源の縮小に歯止めがかけられるべきと考えます。</p>	<p>〔食料・農業・農村基本計画（22年3月30日閣議決定）（抜粋）〕</p> <p>・戸別所得補償制度の本格実施</p> <p>戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>一方、更なるアウトソーシングの推進については、現在行っている民間へのアウトソーシングにより、調査員調査におけるミスの多発、郵送調査における有効回答率の著しい低下といった問題が発生し、職員によるとりまとめの際の補完作業の増大を招いており、さらに、調査内容が簡易・定型的な調査に導入した市場化テスト（民間委託）においても、調査結果の報告が遅延したり、調査票データの審査が不十分であったりするなどの支障が生じており、更なるアウトソーシングの推進は困難である。</p> <p>さらに、農村部に基盤を置き、全国的ネットワークを有する民間調査会社等は存在しないことから、農林水産統計を全面的に民営化することは非現実的。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 1 農林水産統計については、本省が企画・設計、地方出先機関が実査等を担う体制で調査を実施しているが、これを地方公共団体が実査等を担う体制とした場合には、 (1) 平成12年度のセーフガードの発動や昨年度の戸別所得補償制度への対応等、その時々々の農政の重要課題に必要な調査に対する現場段階での機動的な対応ができない (2) 農林水産統計調査は、生産費等を調べる農業経営統計調査、作付面積や単収等を調べる作物統計調査等、高い専門性を必要とするが、一般的に地方公共団体職員の人事は部門間の異動が普通であり、そのサイクルも短いことや国の政策の実施に必要なデータを提供するための専門家を育成して常時一定数確保しておくインセンティブに欠けることから、統計のスペシャリストが育たず、農林水産統計調査を適切に実施できない</p> <p>(3) 農林漁家の側から見ると、国の農林水産統計組織と違って、地方公共団体は税務等の部門を抱えており、職員がどの部門に異動になるか分からず、協力しにくいことから、必要な統計データを収集することが困難になる</p> <p>(4) 農林水産統計の調査結果は、戸別所得補償制度等において国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっているが、農林水産統計調査に携わる者がスペシャリストでない場合には、国がマニュアル等を定めても各地で調査方法にばらつきが生じることとなり、例えば、米戸別所得補償モデル事業で生産費に1%の誤差が生じれば、百数十億円規模で財政支出に影響することになる</p> <p>(5) 戸別所得補償制度の対象品目は、22年度にモデル的に実施している米から畑作物（麦、大豆、そば、なたね等）等にも拡充することとされており、これら品目の単価設定に必要な生産費や単収の調査は、品目ごとの栽培面積も勘案して、全国的な視点から、調査客体・調査箇所を選定し、それに応じた人員配置を行う必要があるが、都道府県ではこのような広域的な人員調整は困難といった、著しい支障が生ずる。</p> <p>2 さらに、戸別所得補償制度の周知・加入促進、農業者から提出される申請書の審査等の交付金交付業務については、統計調査業務を通じて現場を熟知している農林水産統計職員が統計調査業務と一体のものとして行うことが必要である。（なお、農林統計職員が農林漁家を訪問すれば、農林水産政策全般に関する質問を受けることになることから、農林水産統計調査は経験のある国の職員が実施することが効果的・効率的である。）</p> <p>3 以上のことから、農林水産業に関する統計調査の実施については、引き続き国の出先機関で実施する必要がある。</p>		<p>○ 「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会） 「中央政府の権限及び事務」の中で「所得の確保と再配分のための現金給付サービス」等中央政府が実施すべき事務に必然的に付随する仕事として「国家的統計」があげられている。</p>	

